

平成20年第3回臨時会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成20年5月12日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	22番 近藤 団一 23番 牧永 護
日程第2	会期の決定	1日限り 決定
日程第3	市長の所信表明	
日程第4	承認第1号 壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民部長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第5	承認第2号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民部長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第6	承認第3号 平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	財政課長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第7	承認第4号 平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	保健環境部長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第8	承認第5号 平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	建設部長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第9	承認第6号 平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務部長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・承認
日程第10	同意第2号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・同意
日程第11	同意第3号 壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託 省略 本会議・同意
日程第12	同意第4号 壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・同意
日程第13	選挙第2号 壱岐市選挙管理委員及び補充委員の選挙	議長の指名推選

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（26名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	病院事業管理監	市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	牧山 清明君		

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。ただいまから平成20年第3回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に職員紹介の申し出がっております。久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） 皆さん、おはようございます。5月1日付の人事異動によりまして説明員の変更がございますので紹介いたします。

総務部長の小山田省三でございます。（「よろしく申し上げます。」と呼ぶ者あり）保健環境部長の山内達でございます。（「よろしく願います。」と呼ぶ者あり）以上、よろしく願います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番、近藤団一議員及び23番、牧永護議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3. 市長の所信表明

○議長（深見 忠生君） 日程第3、市長の所信表明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。

所信表明を申し上げます前に、本日の平成20年第3回壱岐市議会臨時会の招集理由を申し上げます。

本日の臨時会は、壱岐市教育委員2名が5月19日をもって、壱岐市監査委員1名が5月

18日をもって任期満了となります。したがって、本日の臨時会は、教育委員2名の任命及び監査委員1名の選任が必要となったために招集したものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、所信表明を申し上げます。

本日ここに平成20年第3回壱岐市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

先の臨時会冒頭におきまして、所信表明は6月定例会において述べさせていただく旨を申し上げておりましたが、多くの方々からお寄せいただきました新しいまちづくりへの夢や、期待に早急に応えるべく少しでも早く私の思いを多くの方に伝えるため、本臨時会におきまして市政運営に対する所信を表明させていただくことにいたしました。趣旨ご高察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様御承知のこととは存じますが、私は前回市長選挙以来、雌伏の4年間を過ごしてまいりましたが、その間私にとりましてもっとも財産となったものは市民皆様との「対話」でございました。多くの方々と触れ合い、対話をする中で今この町に本当に何が必要なのか、何が求められているのかがはっきりと見えてまいりました。

それは、この壱岐市を変えなければならない、改革しなければならないということでございます。

現在日本国内におきましては、景気の長期低迷を脱却し明るい兆しが見えてきているといわれておりますが、地方経済におきましてははまだその兆しは見え、とりわけ離島である壱岐市におきましては都市部への人口流出や第1次産業の低迷、超高齢化社会の到来など市民が明日に不安を感じ行政に対し「改革」を求めているのがはっきりとわかりました。

そこで、そのような大きな思いを一身に受け止め、壱岐を変えなければならない、希望の持てる島にしなければならないという強い信念のもと、市民皆様と私の約束であるマニフェストを掲げ、先の市長選挙に立候補いたしました。その結果、市民皆様の厳粛な信託をお受けし、市長としての重責を担わしていただくことになりました。

市民皆様の暖かい御支援に対し心より厚くお礼を申し上げます。

マニフェストは、立候補者と有権者との一番大切な約束でございます。そして、その実現に向けた行動こそが重責を担ったものの使命であると考えております。市民皆様との約束である公約の実現にむけて全身全霊で取り組み、あしたに希望のもてるまちづくりに不退転の決意で取り組む所存でございますので、市民皆様並びに議員各位の絶大なる御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、分野別にはなりますが、市政運営に対する所信の一端を御説明させていただきます。

まず、「**変える**」といたしました改革についてでございます。

ひとつに**税金の無駄遣いを徹底してやめます**。ということ掲げております。

総人件費の圧縮について申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、地方経済におきましてはいまだ明るい兆しは見え、とりわけ壱岐市におきましては大変厳しい財政状況であることは皆様御承知のとおりでございます。地方自治体の財政基盤の強弱は「**財政力指数**」などで表されますが、壱岐市の場合、平成19年度の財政力指数は0.256で県内市町の平均0.386を大きく下回っております。また、自主財源に乏しい壱岐市におきましては、三位一体改革のあおりを受け交付税・補助金の大幅減により積み立て基金をとり崩して台所をまかなっている状況でございます、このまま放置すれば「**第2の夕張市**」になりかねない状況でございます。

そこでまず、本市にとりましては財政の建て直しが喫緊の課題でございます。財政は歳入と歳出による収支の比率で構成されますが、行政にとっての歳入は**税金・事業収入・補助金**などでございます。歳入をふやすことが容易にできればよいのですが、これら上げることは一朝一夕でできるものではございません。

しかし、歳出を抑制することは可能でございます。地方自治体の財政におきましては、そこに従事するものの**人件費**が大きな割合を占めております。私は、その人件費の圧縮に努めるべくみずからの給与を3割減・退職金5割減を公約し、先の臨時会におきましてその関連条例について議員皆様の御賛同を賜り、公約の実現に着手したところでございます。今後も財政の健全化に寄与するため、総人件費1割以上の圧縮に向けて鋭意取り組んでまいり所存でございます。なお、人件費について無駄遣いと表現は適切ではございませんが、行財政改革の一端をこのような表現にさせていただいておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

次に、**無駄遣いストップ本部**についてでございます。

税金収入は市民皆様の**血税**であり市民福祉向上のため、それを無駄にすることなく有効に活用することは地方自治に携わる者すべての責務でございます。無論、今日までもその責務に忠実に取り組んできたこととは思いますが、現在の財政状況及び市民皆様の改革への熱い思いをかんがみるとき、まだまだ無駄遣いといえる部分があるように思っております。

そこで、「**壱岐市無駄遣いストップ本部**」を立ち上げ、私が本部長として陣頭指揮をとり徹底して**税金の無駄遣いを排除**することにいたしました。現在、その組織の立ち上げに向けて鋭意準備中でございますが、組織の概要といたしましては市職員のみならず市民の目線に立って無駄遣いを排除するため、市役所外部の市民の方々にも御協力いただく予定でございます。小さなことでもこつこつと無駄遣いの排除を強力に推進いたします。次回定例会におきまして、その具体的な内容等を御説明いたしますので御理解賜りますようお願いいたします。

次に、**施設の整備・統廃合**についてでございます。

行財政改革の核たる部分として位置づけられるのが、今、御説明いたしました減量経営——つまり、予算や組織の簡素化・圧縮でございますが、今後、特に力を入れなければならないものとしていたしまして資産の整理でございます。情報公開を行い、資産の整理を進め債務の圧縮に努めることは財政の厳しい自治体にとりましては極めて重要なことであると考えております。現在壱岐市におきましては、赤字経営の施設を所有いたしており、その施設の民営化を含めた整理・統合が市財政の健全化に大きく寄与するものであり、ひいては住民福祉向上にもつながるものと考えております。その施設を所有することへの意義と財政の収支バランスを十分に考慮し、資産の整理を進める所存でございます。

次に、**住民参加型の事業計画の立案体制**についてでございます。

「税金の無駄遣いを徹底してやめる」という大儀をなすには、私を初めとする市職員の観点のみならず、多くの市民の皆様が目線が必要不可欠なものと考えております。

そこで、無駄遣いストップ本部におきましては、市内在住の方にも参加していただく予定でございますが、無駄遣いを未然防止する観点からも、ある一定の事業に対しましては市民皆様の貴重な声を取り入れて執行する必要があると考えております。そこで、500万円以上の事業計画につきましては事前に公表し、住民参加型の立案体制の確立に向け努力する所存でございます。これにより、税の無駄遣いストップはもとより市民協働のまちづくりが推進できるものと考えております。

大きな2番目といたしまして、**ごみ・し尿処理計画を見直します**。

近年、世界はかつて経験したことのないような異常気象が次々と発生いたしております。人間の利便性のみを追求したため環境破壊が次々に行われ、地球規模での気温の上昇、それに伴う海水温度の上昇など自然の摂理である生態系にまでその悪影響が及ぼされている状況でございます。私たちが住む壱岐の島におきましても、その影響が確実におよび、第1次産業の低迷につながっております。このような状況の中、日本は京都議定書を世界に掲げ地球温暖化に歯止めをかけるべく、現在、全世界的にその賛同を活発に呼びかけている状況でございます。

今、壱岐市で進めているごみ・し尿処理計画でございますが、私といたしましては、この日本の流れに大きく逆行しているものと考えております。まずは、ごみは燃やさなければいけないという概念をすべて排除し、いかにして燃やさないか。循環化・資源化が進められるかという考え方に変えようと思っております。

生ごみはごみ全体の40%を超える状況でございますが、生ごみは燃やさず循環し、し尿とともに最新技術で資源化・循環化いたしたく考えております。これにより、環境保全に寄与することのみならず総事業費・燃料費・ランニングコストも削減することができ、財政の健全化に資す

るものと考えております。

大儀をなすにはまずは足元から。

壱岐を環境循環型社会へ改革することにより、環境保全と財政の健全化に鋭意取り組んでまい
る所存でございます。

大きな3番でございますが、**みずから市民病院改革の先頭に立ちます。**

地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するには地域医療の充実・強化はなくては
ならないものであると考えとります。特に離島である壱岐市にとりましては、公設病院のもつ意義
というものは極めて重要なものであり、多くの市民が市内の医療体制の充実・強化、壱岐市民病
院が市内の中核病院として確立するというところに大きな期待を寄せているところでございま
す。しかしながら、現在の壱岐市民病院におきましては医師の確保もままならず、その結果、病
院患者が島外病院などに流出し市民病院を訪れる患者数が伸び悩んでいるという状況でござ
います。これは、赤字経営を生むということのみならず、病を患った多くの市民に多大な負担を
負わしていることとなります。

まずは、早急に医師確保に努め医療体制を充実・強化する必要があります。島外からの医
師確保にも努め、そして壱岐の医療を守るという共通理念のもと、島内民間医療機関ととも
に医療連携体制を構築し、市民が安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組む所存で
ございます。また、市民病院を壱岐の中核病院として明確に位置づけ、365日・24時間
の救急医療体制の整備に努め、ひとたび災害が発生すればその対応に当たる拠点病院とし
ての機能が十分発揮できる体制づくりに努めてまいり所存でございます。

経営面におきましても、その経営体制を抜本的に改革し、公設病院といいながらも「**経営**」
という概念を念頭に置き経営改善に取り組む所存でございます。

市民病院が本当に市民のための病院になるよう、市民に信頼される病院になるよう私
自身が改革の先頭に立ち、直ちに行動を起こす所存でございます。

次に、「**進める**」といたしました政策でございますが、まず、第1に**第1次産業の振興**で
ございます。まず、**農業振興**についてでございます。

壱岐市における農業につきましては、他に誇れる力を持っているものと確信いたして
おります。壱岐の肥沃な大地を十分に活かし、農業生産者の熱い情熱と努力、そして壱岐市農協の
的確な指導・助言を期待するものであります。また、国が策定した「新たな食料・農業・
農村基本計画」にいち早く対応するため、九州で有数の早さで集落営農の普及やその法人
化に取り組まれていることは、まことに頼もしい限りでございます。特に、畜産におきま
しては「壱岐牛」は常に高品質・高評価を維持されており、関係各位の一方ならぬ御
努力に対しまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第でございます。今後は生産者と
壱岐市農協、そして、行政がより一層の連携強化

を図りゆるぎない産地づくりに努めてまいる所存でございます。壱岐牛につきましてはぜひとも「日本一」を目指し、畜産振興と他の作物との連携強化も図る所存でございます。

2番目といたしまして、**水産業振興について**を上げております。

水産産業を取り巻く環境は、漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油の高騰と依然として大変厳しい状況でございます。壱岐市といたしましても現場に従事する漁業者や各漁協の声に深く耳をかたむけ、近海の保護、再生を図り沿海事業等を守る所存でございます。

大中まき網漁船の規制につきましては一応の合意調印は交わされましたが、これを遵守することがもっとも重要でございます。関係各位のご協力を切にお願いするところでございます。また、後継者対策といたしましては壱岐独自の認定漁業者制度を設けるなど壱岐の基幹産業である水産業の振興に努めてまいる所存でございます。

大きな2番目といたしまして、**交流人口、定住人口の拡大について**でございます。

まず、**商工観光振興について**でございますが、現在壱岐の市街地や商店街におきましては、長引く景気低迷の影響を受け、空きビルが数多く見られる状況でございます。人が集まるべきところである中心街が閑散としているこの状況は大変寂しく、壱岐の現状を物語っているようにも見受けられます。そこで、この空きビルを活用した新たな政策に取り組み、人が集まるべきところである中心街に人を寄せ、活気ある活力あふれる町に再生したいと考えております。

観光振興につきましては、イルカパークなど観光現場が最も望む目玉に力を入れ、もっとも必要な部分が充実することによって壱岐が持つ観光力をより一層輝かせるよう努力いたす所存でございます。また、離島である壱岐市におきましては観光客の足として、そして市民のライフラインとしての航路対策が必要不可欠でございます。壱岐市民のみならず島外からのお客様にも利用しやすい航路になるよう関係各位により一層協力強化を求めてまいる所存でございます。

次に、**雇用について**でございます。

壱岐の島が本当に活気ある魅力あふれる島になるためには、若い世代の方々が壱岐に残り定住することが最も大事なことであると考えております。そのためには働く場所を確保する、雇用の場を創出することが必要不可欠でございます。壱岐市になりましたからは、企業誘致に努力し雇用の場の創出に努めてきたわけでございますが、申し上げるまでもなく企業誘致を一層推進し、雇用の場の創出に努めながらも壱岐が持つ特性を十分発揮できる第1次産業の振興による働く場所の確保を進める所存であります。担い手対策・支援を十分に強化し、第1次産業の振興を促すことによって働く場所の確保に努めてまいります。壱岐の第1次産業が若者に魅力あるものに映るよう努力いたします。

また、先ほども申し上げましたとおり、ごみの循環型社会を実現することによって、そのリサイクルの過程におきましても雇用の場を創出し、そして来る超高齢者社会に対応すべく各種高齢

者施設についても充実を図り、高齢者福祉の強化及び雇用の場の創出に努めたいと考えています。壱岐市の大きな雇用の場である公共事業につきましては、水道漏水工事を初めとした生活関連工事を優先させ、壱岐にとって何が必要かを十分見極めながら雇用の場の確保に努めてまいり所存でございます。

次に、**ふるさと納税制度の活用**についてでございます。

皆様ご存知のこととは思いますが、本年5月1日よりふるさと納税制度が施行されました。ふるさと納税制度とはふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持たれる納税者がふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合、本来個人住民税を支払うべき市町村の住民税からその1割程度を上限として寄附金額を控除する寄附金税制のことであります。壱岐で育ち壱岐を愛している人の中にもさまざまな事情によりふるさとを離れ、日本全国に居住されている方々も数多くおられます。また、壱岐出身の方のみならず壱岐を愛し、壱岐の発展のために多大なる御協力を賜っている、壱岐にゆかりのある方々も数多くおられます。

壱岐市といたしましてはそのような方々がふるさとを、そして壱岐にゆかりのある方々の壱岐を大切に思うありがたい気持ちを壱岐市発展につなげるべく本制度の活発な活用に積極的に取り組む所存でございます。寄附金額の大小ではなく、まずはふるさとを離れた方々、壱岐にゆかりのある方々とつながりを大切にすることによって壱岐を愛するという共通の思いのもと、さまざまな分野で「ふるさと壱岐」の発展につながるものが創造できるものと確信をいたしております。

壱岐市では壱岐を愛し、壱岐を大切に思う方々を1人でも多く募るため市のホームページ内に「壱岐市まちづくり応援サイト」——ま、仮称でございますけれども——を立ち上げその制度の周知を推進すべく現在準備を進めているところでございます。

大きな3番といたしまして、**福祉・教育の関係**でございます。

まず、**子育ての島づくり**についてでございますが、壱岐の明日を担う子供たちの健全育成は誰もが願ってやまないものでございます。まずは母親が安心して子供を生み、子育てを行えるより良い環境が必要であると考えておりますが、将来にわたる学費や医療費、先の見えない景気の低迷による将来の不安などにより少子化が進んでいるのは皆様御承知のとおりでございます。

そこで壱岐市といたしましては6歳未満児の医療費を全額補助する方向で進めたいと考えております。子育てに対する不安を少しでも軽くし、親も子供も健やかに暮せる環境づくりを実現するため鋭意努力いたす所存でございます。

また、現在壱岐島内におきましては保育所と幼稚園が混在し、サービスの一元化ができていない状況でございます。行政組織の内部におきましてその一元化ができていないのが現状でございます。その一体化は急務の課題であると考えております。まずは行政組織の内部から改め、そして、保育所と幼稚園の一体化を急ぎ地域も一体となった「子育ての島づくり」を目指して取り組

みたいと考えております。

教育についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、壱岐の将来を担う子供たちの健全育成は誰もが願ってやまないものでございまして、壱岐市といたしましても心豊かでたくましく、人間力を持った子供の育成に努めたいと考えております。まずは、授業の中に地域の伝統や歴史、文化に触れることを題材としたものをより多く取り入れ、郷土に触れ合う時間を多くつくるよう努力したいと考えております。多くの方々と触れ合い地域の中に溶け込むことは、心豊かでたくましい人間形成に大きく寄与すると確信いたしております。そして、郷里壱岐を愛し故郷を大切に思ってくれる人材育成こそが壱岐の財産になるものと考えております。

子供は地域の宝でございます。そして、その宝を磨き輝かせることは大人の責務であると考えております。壱岐のかけがえのない子供たちが健やかに成長できる環境づくりに積極的に取り組む所存でございます。

以上をもちまして市政運営に対する所信の一端を申し述べました。

直面する行政課題に対応しながら、私が市民皆様にお約束いたしました公約の実現に向けて全身全霊、不退転の決意で取り組む所存でございますので、市民皆様並びに議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出いたしました案件は、専決処分の承認及び人事案件の同意を含めた9件でございます。なにとぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます所信の表明とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 承認第1号

○議長（深見 忠生君） 日程第4、承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、担当部課長に説明をさせますのでよろしく願いをいたします。

以下、承認2号から6号までにつきましてもそのようにさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 承認第1号について御説明いたします。

壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し承認を求めることについて。

壱岐市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成20年5月12日提出。壱岐市長。

専決処分の日は平成20年4月30日でございます。

壱岐市税条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表でこれ以降説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページをお開きをお願いします。壱岐市税条例の改正でございます。平成21年度から公的に年金等からの年金所得に係る市民税の特別徴収制度が創設されることから第19条の改正についてでございます。

「延滞金徴収に係る特別徴収義務者」に「年金所得に係る特別徴収税額の納入義務者」を加えるものでございます。

次に、2ページの23条市民税の納税義務者についての規定でございます。公益法人制度改正によりまして改めるものでございます。それは、4号と3項でございます。

これは、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものは非課税とするものであります。

次に、第31条第2項均等割の税率の改正であります。これも公益法人制度の改正によりまして第1号に掲げるイからホの法人が最低税率を適用するものであります。

これは公益社団法人、公益財団法人及び一般社団法人、一般財団法人につきまして最低税率を適用するものであります。また、人格のない社団等公益法人等が資本金の額または出資金の額を有しない総合会社を除く法人について均等割は最低税率を適用するものであります。

6ページをお開きをお願いいたします。第9号は資本金等の額が50億円を越え、従業者数が50人を超える法人に改めまして、これが均等割の最高税率となるものでございます。

8号までは号数の入れかえでございます。

8ページの34条の2所得控除についての改正規定でございます。これは寄附金控除の適用につきまして、現行の「所得控除方式」から「税額控除方式」に改められたことにより所得控除となっていた寄附金控除額を対象から除くものでございます。

その下の34条の7寄附金税額控除でございます。34条の6の次にこの34条の7として寄附金税額控除の条項を加えるものでございます。

前年度中に寄附金または金銭を支出しその合計額について、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額の100分の30を限度として、その額が5,000円を超える場合に、その超える金額の100分の6に相当する金額をその者の所得割の算定額に調整控除後の所得割額か

ら控除するものであります。なお、第1号の地方公共団体に対する寄附金につきましては、納税義務者に特別に利益が及ぶと認められる場合を除きまして寄附金合計額が5,000円を超える場合、その超える額の100分の6相当額に特別控除額を加算した額とするものであります。寄附金税額控除の対象となる寄附金等につきましては第1号から第12号に掲げるものであります。

11ページをお願いいたします。34条の7の第2項でございます。下から10行目ほどぐらいでございます。

地方公共団体に対する寄附金に係る特例控除額は、地方公共団体に対する寄附金の額が5,000円を超える額に1号から3号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額の5分の3に相当する額を特例控除するものでございます。この5分の3は県と市の税率の割合でございます。なお、5分の3に相当する額は所得割額の100分の10に相当する額を限度とするものでございます。

16ページをお願いします。上の方でございます。36条の2、第4項でございます。申告書の提出を必要とするものとして「寄附金の所得控除」を「寄附金の税額控除」を受けようとする場合に改めるものでございます。

17ページの38条個人の市民税の徴収の方法についてでございます。これは公的年金等の所得に係る市民税の特別徴収、仮徴収を加えるものでございます。

41条でございます。個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に年金所得に係る特別徴収額等を普通徴収へ切りかえて徴収する場合を加える規定でございます。

17ページの下でございますが、第44条給与所得に係る個人市民税の特別徴収でございます。見出しに「給与所得に係る」を加えまして第2項、3項において同じでございますが、「給与所得以外に係る市民税の徴収方法」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る市民税の徴収方法」に改めるものでございます。「給与所得」と明記するものでございます。

19ページの第45条でございます。45条から第47条までの「給与所得に係る特別徴収」と明記するものでございます。

21ページの47条の2につきましては、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収を新たに加える条項でございます。平成21年度10月給付分から特別徴収が実施されることとなります。そのための規定でございます。

年度初日の属する年の前年中に公的年金等の受給者であって、当該年度の初日に老齢等年金の支給を受けている65歳以上の者である場合において、前年中の公的年金等の所得に係る所得割額、均等割額の合算額の2分の1に相当する額を当該年度の10月から3月までの間に給付される年金等、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものであります。なお、1号から3号の該当者については特別徴収の方法によらないこととなります。徴収困難と認められるもの

でございます。

22ページお願いいたします。第2項でございます。これは特別徴収対象年金所得者で前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、その所得割額を年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法により徴収するものであります。

つまり、年金所得の特別徴収税額とあわせて年金所得以外の所得の税額を徴収するというものでございます。

次の3項でございます。前年中の公的年金等所得に係る所得割・均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額10月から3月までの特別徴収税額でございます。

4月から9月までの間については普通徴収、10月から3月までは特別徴収方法によって徴収するものがございます。

24ページをお願いいたします。年金所得に係る仮特別徴収税額等でございます。前年の10月から3月までの間に特別徴収されていた年金所得者につきましては、当該年度の4月から9月までの間は前年の10月から3月までの特別徴収税額を仮特別徴収するものがございます。

これは当年度の4月から9月の間特別徴収するものであります。

25ページの第2項でございます。これは10月から3月までの間の年金所得に係る特別徴収額は、4月から9月において仮特別徴収が行われた所得者について年金所得に係るその仮特別徴収税額を控除した額とするとしております。

以上のことを簡潔に申しますと、特別徴収の方法といたしましては特別徴収開始の初年度につきましては平成21年度から始まりますので、その初年度につきましては上半期は普通徴収、下半期は特別徴収となります。2年目以降は前年度の下半期の特別徴収額を仮徴収して、年度末の下半期につきましては年税額から上半期の仮徴収額を控除した額となります。

26ページで47条の6特別徴収とされないこととなった場合は普通徴収とするという規定でございます。

28ページでございます。市民税の減免でございます。これは公益法人関係税制の整備によりまして減免の対象となる法人について民法34条「法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改めるものがございます。

54条でございますが、これは固定資産税の納税義務者等に関する規定でございます。これは独立行政法人緑資源機構の解散に伴いまして独立行政法人森林総合研究所が承継することとなったことにより改めるものがございます。

31ページの下の方でございます。第56条固定資産の非課税の範囲に関する規定で民法34条「公益法人」を「公益社団法人・公益財団法人」に改めるものがございます。

34ページをお願いいたします。附則でございます。第4条の2公益法人等に係る市民税の課

税の特例でございます。附則第4条の次に第4条の2の規定を加えるものであります。公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が、寄付を受けた財産が寄付を受けた財産が公益目的事業のように使用されなかったこと等により非課税承認が取り消された場合に、当該寄付を受けた公益法人等に対しては寄付時の譲渡所得等に係る所得割を課するとするものでございます。

37ページでございます。7条の4寄付金税額控除における特別控除額の特例でございます。寄付金税額控除における特別控除額の特例で課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額を有しない場合であって、前年中の所得について上記譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例、土地譲渡等の事業所得の課税の特例、それから短期譲渡所得に係る課税の特例、先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例等の課税の特例を受けるときは、寄付金の特例控除額は第34条の7、第2項、第2号、第3号の規定にかかわらずこの特例によるとされるものでございます。

それから、39ページ、第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の所得割の課税の特例についてでございます。

免税対象の飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については免税対象から除外することとし、その課税の特例適用期限を平成24年度まで3年間延長するものとしてあります。これは平成22年4月1日から施行でございます。

42ページお願いいたします。第10条の2新築住宅に対する固定資産税の減額特例の適用を受ける申告に関する規定でございます。平成20年3月で法律の期限切れとなっておりますが、今回の法律改正によりまして平成22年3月31日まで建築された住宅について新築後3年度間、中高層耐火構造につきましては5年間、その固定資産税額の2分の1を減額するものであります。対象面積は今までと変わりません。居住面積に係る面積の120平方メートルが限度でございます。

44ページの第7項でございます。これは省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の規定でございます。平成20年1月1日以前から所在する住宅または区分所有する家屋の専有部分のうち居住の用に共する部分について、平成20年4月から平成22年3月までの間、外壁、窓等を通して熱の損失防止のため一定の改修工事が行われたものについて対象となるものでございます。改修工事終了後3月以内に市長に申告書の提出をされた場合に、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課税期日とする、その最初の年度分の固定資産税額からその3分の1減額するとする内容でございます。

46ページでございます。第16条の3上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例でございます。上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設により平成21年1月1日

以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合におきまして3%の税率による申告分離課税を選択できるとするものであります。

55ページをお願いいたします。第19条の3上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございます。これは、上場株式等の譲渡に係る軽減税率が廃止されたことにより削除するものでございます。

56ページの19条の5源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例でございます。源泉徴収口座内における損益通算でございます。源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合におきまして、その口座内における上場株式等の譲渡所得の計算上生じた損失額があるときは、その配当等の額からその譲渡損失の額を控除した額に対して特別徴収税率を乗じて計算する特例でございます。

その口座内で損益通算ができるという意味でございます。

57ページ、第19条の6でございます。上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございます。平成22年度以降の各年度分の個人の市民税につきまして、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これらの損失金額を申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除するものであります。

70ページをお願いいたします。第21条旧民法34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者の申告でございます。

旧民法34条法人に係る——公益法人でございますが——非課税対象施設が公益法人制度改正に伴いまして特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人施設につきましては現行のとおり非課税であります。一般社団法人、一般財団法人につきましては平成25年度までは非課税であります。平成26年度からは課税となるものであります。これは平成20年12月1日から施行でございます。

そしてこれからは、改正条例の改正分の方をお願いいたします。

38ページから39ページにかけてでございます。附則、施行期日でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。ただし次の1号から5号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものであります。

第1号に掲げるものは、平成21年1月1日から施行でございます。

2号に規定するものが、平成21年4月1日からでございます。

40ページの第3号でございます。ここに規定するものは平成22年1月1日から施行でございます。

4号に掲げるものは、平成22年4月1日から施行です。

第5号に掲げるものは、平成20年12月1日からの施行となっております。

41ページの第2条個人の市民税に関する経過措置でございます。

次は、51ページをお願いいたします。これは第3条の規定につきましては、法人の市民税に関する経過措置でございます。

54ページ、最終ページでございますが、第4条は固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） これだけの地方税法の一部改正の中身について、きょう渡されてすぐ理解するというのは非常に難しいんですが、ちょっと私、簡単にお尋ねしたいとですが、普通の市民にとって一番問題になるのが、要するに今まで普通徴収だった市民税が65歳以上の年18万円以上の年金受給者については、要するに特別徴収という形で年金から天引きするという制度が始まるということですか。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） はい。実質、年金給付額から控除されるというのは平成21年10月1日からでございます。それで、10月、12月、2月というように毎給付月に分かれてされます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今、実は広域連合の問題でも、これ、年金からの特別徴収という形で非常に国民の間に、今、実は議論も巻き起こってます。

壱岐市内でも1,800世帯の独居老人がおられるわけですよ。この人たちは、天引きされた分の通帳の記帳の金額だけしか まあ、僕も母親の年金の管理してますんで それ以外のことは非常に それ以外引かれた分だけはわかるんですよ。

一番問題は、ぜひ部長にもこれ特別徴収されるんは、それはやむを得ないともう地方税法の改正で、それはもう1自治体が——壱岐市がやらないといってもそれはしょうがないと思うんですけども、ぜひ、これ特別徴収される方たちに対してはきちんとそのことまず知らせてください。来年の10月からこういう形で市民税を年金から天引きしていくという形を、まだ期間1年以上あります。だからそれについては、特に壱岐の場合はもう1,800世帯も独居老人がおられるわけですから、この人たちにできるだけわかりやすい形で市民税としてこういう形で年金を天引きしますという形をできるだけお年寄りに、天引きされる方は基本的にわからないとです。何で受け取る年金がごげん少のうなるとじゃろうかという形でしか思いませんので、ぜひその分の広

報はこの1年間かけてしっかりやってください。そうせんと、これはお年寄りが本当に非常にわかりにくい形の、国が決めるとじゃけん、市もやりますとかいうような形にしかありませんので、その分についてはしっかり広報をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） ただいまの御意見のとおりでございます。

年金から控除するものが多くなっております。これは、4月30日に国の法律が制定をされましたので、これから地域の住民の皆様には十分内容を、わかりやすい内容でお知らせをしていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） これだけの議案の内容を今説明を受けて全部わかれというふうに言われても、なかなか私の能力ではこう理解ができないわけですが、まあ、専決処分でございますのでその点についていろいろだめだということではございません。理解を深めるためにひとつ質問をし、またお願いをしたいわけですが、まず、法令の一部改正につきましての専決処分でございますから、この新旧対照表等によって形式的な変更は大体、こう、大変時間をかけて説明をいただきましたのでわかるわけですけれども、通常条例等の改正については改正の理由をいつも説明をされるはずでございますが、今回は専決処分ということなのかどうかわかりませんが、この条例の改正の理由というのが説明されておられません。まあ、そのことを説明された方がいいんじゃないかというふうに思います。

それと、もう1つは形式的な変更は、この条文をこういうふうに変えるよということについてはそれでいいわけですけれども、実質的にその改正が、例えば地方税法がこういうふうに変わったんで、こういうふうに我が市の条例も変えますよというような説明をしていただくと、もっとわかりやすいんじゃないかというふうに、こう思うわけですが、きょうは私がこう言うて、すぐできるかどうかということはわかりませんけれども、今後、税の改正、条例の改正についてはできればそういうふうにしていただければわかりやすいんじゃないかということを意見として申し上げますし、今回のこの条例の改正について、簡単に言えば地方税法の改正なのかなというふうに思いますけれども、まあ、そこらあたり、主にどういう点が改正になったのか簡単に説明していただければと思います。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） 大変冒頭に根拠説明をいたしておりませんで申しわけございません。

地方税法の一部改正によるものでございます。市町村民税の改正でございまして、寄付金税制に関係すること、それから、公益法人の関係が、法律が変わったということでその分の税制の取

り扱いが改正になったというところがございます。それから、上場株式等の所得関係の取り扱いの特例などが変わってきたということがございます。それから、国外関連社との取引に係る課税の特例などがございます。それから、年金所得に対する住民税の特別徴収の方法と課税の仕方でございます。それから、そのほかに固定資産税、都市計画税に関するそれぞれの特例が、地震災害に対する損害家屋の特別の取り扱いなどがあります。

主には市町村民税と固定資産税の関係と、それと法人住民税の改正でございます。

今後は十分内容、わかるように御説明をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） 小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） ありがとうございます。今後、実質的な変更というところを中心に説明していただければ、形式的な部分はそれにあわせてこういうふうに変りましたよと。別紙のとおり変りましたよという、そういった説明の方が我々も理解しやすいんじゃないかというふうに思います。

まあ、今度聞いたらまたわからんというふうに言うかもしれませんが、もう少し我々議員も理解をしたいと思っておりますので、まあ、工夫をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 承認第2号

○議長（深見 忠生君） 日程第5、承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 承認第2号について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成20年5月12日提出。壱岐市長。

平成20年4月30日に専決したものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の一部改正によりまして改正をするものでございます。

後期高齢者医療制度の創設にあわせまして、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後の75歳に到達したものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合におきまして、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険について減額措置を受けられるようにするものでございます。

2番目に、課税限度額についてでございます。

これまでの医療分の基礎課税額と今度の制度、創設されました後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定をするものでございます。これまでの医療分の基礎課税額については47万円が限度で、後期高齢者支援金等課税額につきましては12万円が限度と改定をされております。そのようなことでございます。で、後期高齢者支援金等課税額を新たに加えるようになっておりますが、税率につきましては、現行の率を基礎課税分47、後期高齢者支援分12の割合で按分した率となっております。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、資料の方で御説明をさしてい

ただきます。

73ページをお願いいたします。2条の課税額についての改正でございます。2条の2項、74ページでございます。2項は基礎課税額の限度額が「56万円」が「47万円」に改定するもんでございます。

それから3項につきましては、今回新たに設けられております後期高齢者支援金等課税額につきましては、新たに12万円となるものであります。これが限度額でございます。

基礎課税額と支援金等課税額あわせると59万円になります。あわせるところで前年度の限度額56万円といたしますと、3万円限度額としては増になっております。

3条につきましては、国民健康保険の被保険者の所得割についてでございます。所得割につきましては「100分の8.4」を「100分の6.7」に改めるものでございます。それから、資産割につきましては「100分の31」を「100分の24」、それから被保険者均等割につきましては1人当たり「2万3,000円」を「1万8,000円」に改めるものでございます。

5条の2につきましては、今回新たに設けられたものでございますが、国保世帯で後期高齢者医療への移行によりまして、国保の被保険者世帯・被保険者資格を喪失したものであって、資格喪失の前日の月から5年間に限りまして、続いて同一世帯である場合で他の被保険者がいない場合には特定世帯として世帯平等割、世帯割を1万3,000円とするものでございます。その2号に規定の特定世帯1万3,000円でございます。それ以外の世帯につきましては2万6,000円でございます。

4ページの上の方でございます。第6条から7条の3までにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割、資産割、被保険者割、世帯割で、先ほど申しました、基礎課税分47として支援金等課税分12の割合で按分した率となっております。

率につきましては、基礎課税分と支援金等課税分あわせると前年度の国保の税率と同じでございます。

それから81ページをお願いいたします。これは第23条第1号につきましては、7割軽減に係る額でございます。

次、10ページでございます。第2号につきましては、5割軽減になる額でございます。

83ページの第3号につきましては、2割軽減の額でございます。

それから85ページをお願いします。国民健康保険税の減免に関する規定でございます。3号、4号を加えるものでございます。3号につきましては、これは国民健康保険の被保険者である者が収監をされた場合でございます。4号につきましては、被保険者資格を取得した日が65歳以上で、これは社会保険の被扶養者の場合の関係でございます。国保の被保険者資格を取得した日に65歳以上であって、被保険者資格を取得した前日において社会保険の被扶養者であったもの

が対象となるものでございます。これは5割軽減、7割減の対象者は該当しないことになっております。

88ページから89ページにかけてでございますが、これは18年度分、19年度分の公的年金等所得に係る国保税額の金額の特例及び国民健康保険条例に係る所得割の算定の特例の経過措置廃止によるもので削除をいたしております。

97ページをお願いいたします。附則でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。第2条は適用区分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第6. 承認第3号

○議長（深見 忠生君） 日程第6、承認第3号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 承認第3号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1ページをお開き願います。承認第3号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ222億8,354万7,000円とする。

第2条繰越明許費の補正で、その内容につきましては「第2表繰越明許費補正」により説明をいたします。

第3条地方債の補正で、その内容につきましては「第3表地方債補正」により説明をいたします。

平成20年3月31日付で専決処分をいたしております。

7ページをお開き願います。「第2表繰越明許費補正」1変更。先に議決をいただいております限度額を変更するものでございます。広域連携産地競争力強化支援事業補正後の額を5,638万9,000円。次が、下水道事業特別会計繰り出し金でございます。2,160万円。なお、詳細につきましては、資料「平成19年3月専決補正予算概要」の2ページに記載をいたしております。あともってごらんをいただきたいと思います。

次に8ページをお開き願います。「第3表地方債補正」1変更。事業費の確定による起債の減額を変更するものでございます。起債の目的、一般公共事業債限度額1億4,380万円を1億5,960万円とするものでございます。これは、調整分の増によるものでございます。

辺地対策事業債限度額3億2,310万円を3億2,090万円とするもので、事業費の確定による減額でございます。

過疎対策事業債限度額7億3,450万円を6億5,670万円とするものでございまして、事業費の確定による減額でございます。

9ページ、土木債でございます。限度額2億2,720万円を2億2,510万円とするもので、公共公営住宅、自然災害防止事業の事業費の確定による減額でございます。

次の合併特例事業債10億2,000万円を9億5,020万円とするものでございます。仮称一支国博物館の整備及び原の辻遺跡の復元工事の事業費確定による減額でございます。

次に14ページをお開き願います。2歳入、2款地方譲与税から次ページ10款地方交付税につきましては、本年度の交付決定によりその額を計上をいたしております。なお、10款地方交付税でございますが、今年度の交付が普通交付税が88億6,365万2,000円、特別交付税が6億7,724万5,000円、総額で95億4,089万7,000円となっております。対前年度と比較いたしますと2億133万1,000円の減額となりました。

次に18ページをお開き願います。13款使用料及び手数料では19年度実績による減額をいたしております。

次の14款国庫支出金及び15款県支出金でございますが、事業確定・交付決定による増減額を計上いたしております。

増額分について御説明をいたします。

まず、民生費国庫負担金でございますが、過年度清算分ということで記載をいたしておりますが、これは18年度の身体障害者保護費負担金のうち施設訓練費給付費の増額部分があっております。また、下の自立支援給付費負担金でございますが、実績による交付額の増加でございます。

2項国庫補助金、1総務費国庫補助金でございますが、地域イントラネット基盤整備事業の入札の残による減額をいたしております。

次に20ページをお開き願います。県支出金でございますが、2項の県補助金、1目の総務費、県補助金でございます。これで新市町合併支援特別交付金といたしまして3,409万5,000円の収入増でございます。これは道路台帳整備、それと地域情報通信基盤計画策定業務、難聴地域の調査に当たる分でございますが、この合併支援特別交付金をいただいております。

次に、農林水産業費補助金でございますが、実績による減額をいたしております。

次に22ページ、お開き願います。18款繰入金といたしまして1項特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金漁業集落事業の減ということで324万2,000円の減額をいたしております。これは下水道特会によります県の交付金が事業が繰越による未収が生じたもので繰入金の減額をいたしております。

次に、2項の基金繰入金で地域振興基金の繰入金を5,700万円減額をいたしております。これは地域イントラネット事業に充当をいたしていたのを入札による減ということで5,700万円の減額をいたしております。

また、栽培漁業基金の繰入金の減106万8,000円でございますが、栽培センターの決算による基金の減額をいたしております。

次に、26ページをお開き願います。3歳出につきましては事業確定によります執行残の減額で追加分のみ説明をいたしたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、3目の財政管理費で積立金、財政調整基金の積み立てを3億4,000万円計画をいたしております。なお、先ほど資料に「平成19年度3月の専決補正予算概要」ページ3ページに基金の現在高状況を記載をいたしておりますので、あともってごらんをいただきたいと思います。

28ページになりますが、7目の情報管理費の中で15節工事請負費といたしまして地域イントラネット基盤整備事業の工事費の減ということで1億1,643万7,000円の減額をいたし

ております。

次に、30ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、3目の老人福祉費でございます。28繰り出し金といたしまして老人保健特別会計の繰り出し金増8,300万円を計上いたしております。これは19年度の歳入で支払い基金それから、国県の補助金が概算払いとなりまして収入不足が生じております。そのために繰り出しを実施するものでございまして、これは20年度に清算交付がなされるものだと思っております。

次に、38ページをお開き願います。38ページでは5款の農林水産業費でございます。3項水産業費でございます。5目の漁業集落環境整備事業、繰り出し金の減額460万円をいたしております。これは、下水道事業特別会計への繰り出しで、漁集の460万円の減額でございますが、これは事業確定によります辺地債の借入金の変更に伴います辺地債部分の繰り出しを減額しているものでございます。

次に42ページをお願いいたします。42ページ7款土木費6項下水道費でございます。1目の公共下水道費で繰り出し金を、下水道特別会計の繰り出し金といたしまして、公共分の220万2,000円を減額をいたしております。これは下水道特会によります歳入で受益者負担金の増と、歳出で施設管理事業費の減によります調整分をここで減額をしているところでございます。

次に、49ページになりますが給与費明細書並びに52ページでは地方債の当該年度末におきます現在高の見込みに関する調書を記載をしたしております。記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 2点質問いたします。

19ページ、出会いの村の使用料なんですけど、維持管理あたりでしたら年々増加してるわけなんですけども、この減の原因ですね。

それと、やっぱり早めに手を打っていかないと、どんどん、どんどん、その管理費は増大し、使用料は減る。まあ、こういう状況が生まれてくるわけですが、その辺はどう考えてあるかちょっとお聞きをいたします。

それと、地域イントラネットの関係ですけども、事業費が入札減で1億1,000万円ほど。それと、まあ、国に返す金が4,000万円ほどですから恐らく4割補助ぐらいだったと思うんです。その補助率。

それと、今ちょっと見れば議会の分も見てもわかりますように、ただ箱あそこ、置いとるだけですよね。これは何じゃろうか程度ですよ。だから、最初の、私たちの説明と全く違う、もう全

然違うという状況ですよ。ま、市長も新しくなられて全然わかりませんが、とにかくもうでたらめというような感じ何です。私に言わせれば、で、その辺をもうちょっとやっぱ精査をして、要するに市民が誰でも使える状態という最初の説明だったんですよ。でも、全然です。今見てもそうでしょ。ただの箱ですよ。あんなもの。例えば3億何ぼも出して設置した意味がちょっと余りわからないわけです。まあ、それは職員の何人かはそりゃあ便利になったかもわかりませんよ。例えば、その写真の電送なんかですね、それとかそのいろんなプログラムの電送なんか確かに時間は、そりゃあ10分かかってたのが、まあ、極端に言えば、まあ、10秒で電送できるかもわかりませんが、それは職員の600人のうち、わずか1人か、2人か、3人かの話なんです。そこに3億何ぼもつぎ込んだるわけですからですね。

やっぱり目に見える形でどういう効果が現れているのか、やっぱりそこは私たちにも説明すべきですよ。まあ、前の総務部長が今そこに副市長でいらっしゃる久田さんですからですね、市長は何もわかりませんが、その辺の説明をちょっとお願いいたします。

以上2点でございます。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 出合いの村の使用料の減につきましてお答えをいたします。

昨年の19年度におきまして、宿泊等の見込みが減ということになったということでございます。大きい減といたしましては、7月14日、15日の台風4号、それから8月2日、4日の台風5号によるキャンセルが大きい減のところでございます。

しかし、全体的に壱岐の観光客の減少による減も大きい原因だと思っております。

それから、経営等につきましてはほかの施設もございますので、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） 近藤議員の質問にお答えいたします。

地域イントラネットの整備事業の件でございますが、当初の計画が、十分なその精査が足らなかったのではないかとこのように私は思っております。しかしながら、今、完成いたしましたわけでございますので、今後住民に十分周知をしながら広報等を努めてまいりたいと考えております。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） だから私が言っているようにですね、見られてわかるでしょう。ただ箱を置いとるだけやないですか。あれで住民サービスになるとですか。ただ、何の箱かわからないやないですか。何のこれ機器かわからないじゃないですか、住民に対しては。

だからそのこれだけ入札減あるわけですから何でもうちょっと、十分な、その設備を最初から

考えなかったんですか。——そうでしょう。実際入札減でしょうが。だからもうちょっと充実した設備を、なぜ最初から考えなかったんですか。だったら、こんな入札減とかないわけでしょ。あとにまあ、その2,000万円かかるか、3,000万円かかるかわかりませんが、その金を使ってもうちょっと市民に対して、やっぱり看板の設置とか、それからプログラムの追加、なぜそれをしなかったんですということを聞きよとです。

まあ、今言うてもどうしようもないですけどね、やっぱりこれから、確かに今、副市長が言うごとね、これからは住民への説明いってほしいけども、説明だけじゃだめなんですよ、あれはプログラムの追加や何やせないかとです。また何千万円かかるんですよ、それには。

そこをするんですか、しないんですか。そこを聞きたいですね。

○議長（深見 忠生君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） この計画につきましては、要するに補助事業ということで当初の計画の段階で、要するに事業内容の変更が余りできなかったという経過もございます。そういうことで、当初の計画のプログラム、事業の内容によつての入札ということで今回こういう差金が生じたというわけでございます。

その今後のプログラムの内容につきましては今後できれば考えていきたいと思ひます。（「終わります。」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 僕も余り、その細かい法律に縛られる必要はないと思ひんですけど、専決処分については、僕はもうずっとチェックしてきたんですけど、あえて言わせてもらいますけども、承認第3号から次に承認第6号までは——3月31日付ですかね——で専決処分がされております。長田市長名ですね。

この承認第3号の提案理由には、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるとありますが、基本的には地方自治法第179条第3項というのは専決処分をした次の議会に——これ、臨時議会も含めるとなつてます。——の本会議あるいは臨時議会で議会の承認を求めなければならないというふうに専決事項の規定がありますが、4月30日に臨時議会が開かれて本会議が2回目であります。基本的には今回の場合は予算の執行残とか入札残等で当然専決処分しなければ、まして今回は市長選がありましたんで専決処分をしたという理由はわかりますが、なぜ前回の議会でこれが報告されなかったのかどうか、その点、市長に一言理由をお聞きしたいと思ひます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 前回の議会の折に、その理由については申し上げたと思ひております。

○議長（深見 忠生君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） いえ、私の記憶のあれですけども、理由についてはおっしゃらなかったように思うんですが。まあ、国からの例えば補助金の確定とかそういうことで、報告が今回できないということはおっしゃられたと思うんですよ。ちょっと、そういうことでいいですか。それだけでいいとですかね。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） そのことが前回に間に合わなかったと。専決の御報告ができなかったという理由であったと、私は理解をいたしております。

○議長（深見 忠生君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） ま、市長もなられたばかりなんで、私も余り細かいことにこだわるつもりはないんですけども、3月31日に専決をされたということは、国の補助金とか、入札残とか、執行残等があつて3月31日に前市長は専決処分をされとるはずなんですよ。

だから僕は基本的には地方自治法第179条第3項の規定は次の議会で承認を求めなきゃいかんから、当然次、前回の議会で報告されなきゃいかんはずなんです。基本的にはですね。

ところが、その前、僕も記憶違いじゃなかったら、その国の補助金額の決定がということで前回報告ができないっていうことだったんですが、そしたら、この予算書見たらこれの補助金額の決定がどうのこうのとかいうよりも、ただ単に事務手続きがおくれたからこれができなかったんじゃないかというふうにしかならないんですが、具体的にそのどこの部分がどうおくれたから前回報告できなかったのかどうか。ちょっとそれを教えてもらえませんかね。

○議長（深見 忠生君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） 起債の額の確定の場合ですね、一応、実質額の確定するのは4月になってから3月31日にさかのぼって額の確定となつてまいりまして、補助金等についてもそういうことで日付がさかのぼって、実際通知が来るのは4月中旬以降ぐらいに額が確定をいたします。

まあ、そういうことから3月末までに当然しなければならぬわけですが、どうしてもその物理的に無理であるということで前回の臨時会においては間に合わないということで御報告をいたしましたかと思ひます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） それに加えて、前回は、私が選挙の関係で副市長が不在であったということで、なるべく早く副市長を任命するということで臨時会を非常に早く、4月30日にしてもらつたという経緯がございます。

今まで、例年でありますと今ごろが臨時会だと思つてます。そういうふうな特殊な事情であったことを御理解いただきたいと思ひます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員いいですね。——ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第3号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第3号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第7. 承認第4号

○議長（深見 忠生君） 次に日程第7、承認第4号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 承認第4号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。平成20年5月12日提出。壱岐市長。

「補正予算書」の1ページをお開き願います。平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,551万

2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,634万5,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月31日付の専決でございます。

2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

5ページから7ページは「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。

8ページをお開きください。歳入予算補正について説明いたします。

1款支払い基金交付金については1億476万2,000円を減額して計上しております。

2款国庫支出金については8,589万円を減額して計上しております。

3款県支出金については1,786万円を減額して計上しております。

4款繰入金については一般会計からの繰入金を8,300万円増額して計上しております。

今回の専決は1款、2款、3款に共通することでございますが、支払い基金、国、国庫、県とにも交付金負担金の交付が19年度内に全額交付がみこめないことと、歳出医療給付費に不用額を生じたため補正をおこなったものであり、交付金負担金は20年度においてそれぞれ清算交付されることになっております。

次に10ページをお開きください。歳出予算補正について説明いたします。

2款医療費中1目医療費給付費は1億1,662万円を、2目医療費支給費は889万2,000円をそれぞれ減額して計上しております。

以上で承認第4号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第4号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第4号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りをいたします。お昼になりましたけれども継続して審議をしていきたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第8. 承認第5号

○議長（深見 忠生君） それでは、日程第8、承認第5号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 承認第5号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。本日の提出でございます。

「予算書」の1ページをお開きをいただきたいと思っております。平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ1,119万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億6,109万4,000円とする。

2歳入歳出予算の補正は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第2表地方債の補正」による。平成20年3月31日専決でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思っております。「第2表地方債の補正」でございますが、1変更補正前が2億1,500万円、補正後2億1,050万円450万円の減額でございます。

続きまして、歳入歳出の部を申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。2歳

入、1款分担金及び負担金で下水道建設費負担金増で110万円は受益者負担金の7件分の増によるものでございます。

5款繰入金、一般会計繰入金680万2,000円の減額は事業費確定により組みかえをおこなっているものでございます。

8款市債で下水道債で450万円の減は、先ほどのように事業費確定により減額をお願いをいたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。3歳出、1款下水道事業費委託料で110万2,000円は管理業務委託料の執行残による減をお願いをいたしております。

2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費で工事請負費684万8,000円の減額は工事請負費の執行残によるものでございます。

その下の繰り出し金324万2,000円の減額は、事業費確定により組みかえによって減額をいたしております。

以上で承認第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第5号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第5号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第9. 承認第6号

○議長（深見 忠生君） 日程第9、承認第6号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 承認第6号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きを願います。平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,724万円とする。以下、記載のとおりでございます。

平成20年3月31日付専決でございます。

2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」について、5ページから7ページについては「歳入歳出補正予算事項別明細書」について掲載をいたしております。

8ページをお開き願います。2款歳入予算補正について御説明をいたします。

2款国庫支出金でございますが、航路費補助金として確定により1,590万円増額して計上いたしております。これは燃料等の高騰によるものでございます。

3款県支出金につきましては、207万円減額して計上をいたしております。

4款財産収入でございますが、これは売店が19年度いっぱいやめられたことによりまして36万円減額をいたしております。

5款繰入金につきましては、国庫等の確定によりまして1,543万円減額して計上をいたしております。

10ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運行費でございます。1目の一般管理費につきましては財源調整でございます。

2目につきましては、修繕料に不用額が160万円でしたこと。14の使用料につきましては先ほどの売店歳入に見合う分を減額をいたしております。

2 款の公債費につきましては、それぞれ財源調整をいたしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第 6 号平成 19 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第 6 号平成 19 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 3 号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。資料を配付いたしますのでそのままお待ちください。

午後 0 時 07 分休憩

.....
午後 0 時 10 分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10. 同意第 2 号

日程第 11. 同意第 3 号

○議長（深見 忠生君） 日程第 10、同意第 2 号壱岐市教育委員会委員の任命について及び日程第 11、同意第 3 号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

しばらくお待ちください。

[教育長（須藤 正人君） 退場]

○議長（深見 忠生君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命について、次の者を壱岐市教育委員会委員に任命する。平成20年5月12日提出。壱岐市長。

壱岐市勝本町新城西触1029番地。氏名、須藤正人。生年月日、昭和19年1月19日。

本案は壱岐市教育委員会委員須藤正人氏が平成20年5月19日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 市長、ついでに3号もお願いします。

○市長（白川 博一君） 同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命について、次の者を壱岐市教育委員会委員に任命する。平成20年5月12日提出。壱岐市長。

壱岐市石田町本村触299番地。氏名、大浦宏道。生年月日、昭和31年7月29日。

本案は壱岐市教育委員会委員川富安春氏が平成20年5月19日をもって任期満了となりますので、新たに教育委員会委員を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

大浦氏の経歴につきましても別紙参考を御参照願います。よろしくお願いをいたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号及び同意第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略したいと思います。

これから同意第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第2号壱岐市教育委員会委員の任命に

については同意することに決定しました。

しばらくお待ちください。

〔教育長（須藤 正人君） 入場〕

○議長（深見 忠生君） 次に、同意第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第3号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第12、同意第4号

○議長（深見 忠生君） 日程第12、壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第4号壱岐市監査委員の選任について、次の者を壱岐市監査委員に選任する。平成20年5月12日提出、壱岐市長。

壱岐市芦辺町諸吉南触814番地。氏名、山本善勝。生年月日、昭和22年4月18日。

同意第4号壱岐市監査委員の選任については、壱岐市代表監査委員、永田栄氏が平成20年5月18日をもって任期満了となりますので、後任として山本善勝氏を壱岐市監査委員に選任し、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照お願いいたします。御審議賜りまして御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） お尋ねいたします。監査委員の制度につきましては県内の各市の状況等見てみますと監査委員は定数が2名というのが主流でございますが、今回1名選任されたということでございますが、この3名で今後ともやられるということなのか、あるいはどこかの時点で2名に減らそうという考えがあるのかですね、その点を確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 監査委員につきましては、今おっしゃいますように3名でございますけれども、やはり市の監査は一般のいわゆる単式簿記であります役所関係の予算決算、そして企業会計の部分もでございます。そして、議会の視点も必要かと思っております。したがって、私はできますればそれぞれの会計に詳しい方、そして議会ということで3名の体制は維持していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（深見 忠生君） 25番、小園議員。

○議員（25番 小園 寛昭君） 人数にこだわるわけではございませんが、他の市の状況を見ますと、2名にされて1名は常勤に近い状態で監査の密度を高くしていくという方向がとられております。

というのは、今、会社法におきましても監査役の役割というのが大変重視されておまして、なおかつ非常勤であったものを常勤にするという社会的な動きがございます。

その中で我が市の監査制度を見ますと勤務の状態が非常に日数が少なくて果たして監査の機能を果たしているのかということ考えると寂しい点がございます。ですから、やはり人数は減らしてでも1名の学識経験の監査委員については比較的多くの日数監査に従事していただいて、その学識能力をフルに活用して監査の機能を発揮してもらいたいとするのが基本的なあり方ではないかというふうに、こう思う点もございますので、まあ、今回は3名ということでございますが、十分そこらあたりを御考慮いただければというふうに思って、終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略したいと思います。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第4号壱岐市監査委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第4号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第13. 選挙第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第13、選挙第2号壱岐市選挙管理委員及び補充委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地上自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員には福田敏氏、前田文子氏、松本充宣氏、富谷太一氏、選挙管理委員補充委員には小崎剛氏、長山清信氏、西雪晴氏、西本眞智子氏を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充委員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました福田敏氏、前田文子氏、松本充宣氏、富谷太一氏が選挙管理委員に、小崎剛氏、長山清信氏、西雪晴氏、西本眞智子氏が選挙管理委員補充委員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、1番に小崎剛氏、2番に長山清信氏、3番に西雪晴氏、4番に西本眞智子氏の順に決定しました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成20年第3回市議会臨時会を閉会いたします。大変皆様お疲れでございました。

午後0時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 近藤 団一

署名議員 牧永 護